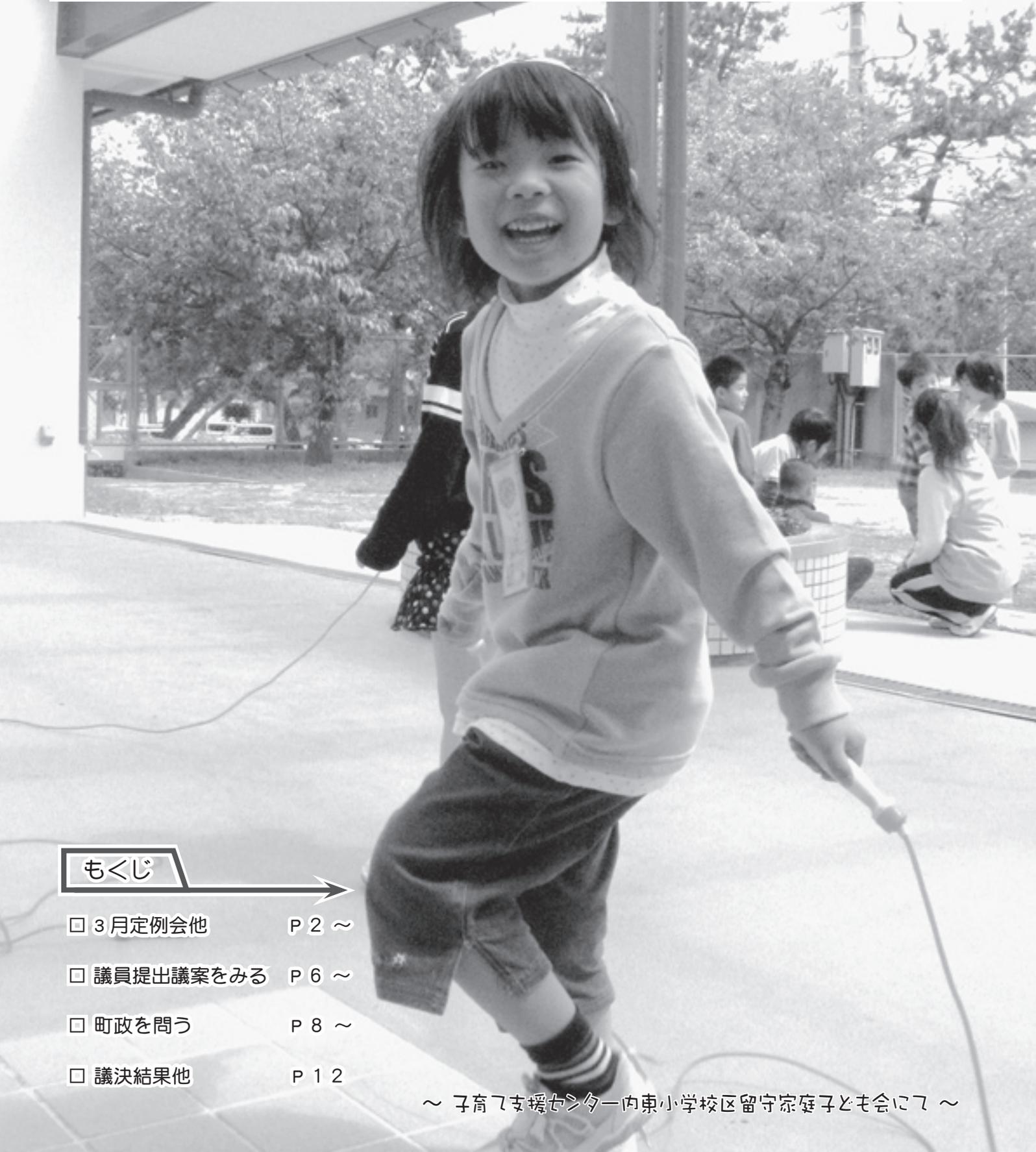


平成22年
第165号
5月15日

芦屋町議会だより



もくじ

- 3月定例会他 P 2 ~
- 議員提出議案をみる P 6 ~
- 町政を問う P 8 ~
- 議決結果他 P 12

3月 定例会

第1回定例会が、平成22年3月3日から17日まで15日間の会期で開催されました。条例、新年度予算などの議案が上程され、左記のとおり議決されました。

主な議案

条例

芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の制定について

地方公営企業法第4条の規定に基づき、芦屋町モーターボート競走事業の設置及びその経営の基本に関する事項について、新たに条例を制定するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町暴力団等排除条例の制定について

福岡県暴力団排除条例の制定に伴い、芦屋町においても暴力団等の排

定例会

除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保するため条例を制定するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

競艇事業局の職員を定数化する必要があるため、新たに区分を設け定数を定めるもの。それに併せて他の事務部局についても、集中改革プランによる定員適正化計画推進による職員数の減少を反映させた定数に改正するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

モーターボート競走事業管理者を

常勤の特別職職員と位置づけ、給料の額等必要事項について、規定するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町特別職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

モーターボート競走事業管理者の退職手当の支給割合について新たに規定するもの。

また、退職手当について新たな退職手当の支給制限及び返納制度を、一般職に準じて設けるため改正するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

退職後に懲戒免職等の処分を受けるとき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部の返納を命ずることができると、退職手当について新たな支給制限及び返納制度を設けるもの。

また、退職手当の支給制限等の処分について調査審議する機関として退職手当審査会の設置を規定するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

被用者保険の被保険者本人が、後

期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国民健康保険被保険者になった者にかかる保険税について、軽減措置を当分の間継続するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人町民税における寄附金税額控除の適用対象を新たに定めるほか、軽自動車税の課税の正確性向上と事務の効率化のため、軽自動車税の納期を改正するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町暴力団等排除条例の制定に合わせ、町営住宅及び所得制限外住宅から暴力団員を排除することができよう改正するもの。

(いずれも可決 満場一致)

芦屋町子育て支援センター設置条例の制定について

子育て中の家族やこれから子育てを始める人たちが、安心して子ども

ことを伴い、設置場所を改正するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

競艇事業の単独施行に伴い、各常任委員会の所管を見直すとともに、「総務文教常任委員会」を「総務財政常任委員会」に、「民生産業常任委員会」を「民生文教常任委員会」に名称変更するもの。

(可決 満場一致)

芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

今井保利議員他賛同議員より、議員の期末手当に関する支給率及び加算率を見直す条例改正議案が提出され、賛成多数で可決されました。

6月期末手当の支給率、「100分の170」を「100分の145」に、12月期末手当の支給率、「100分の150」を「100分の165」として、期末手当の年間支給率を引き下げるもの。

また、加算率については、現行「40%」から「20%」に引き下げるもの。

(可決 賛成多数)

芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

辻本一夫議員他賛同議員より、次



回の一般選挙より、議員定数を現行「13人」から「12人」に削減する条例改正案が提出されましたが、賛成少数により否決されました。

(否決 賛成少数)

予 算

平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第7号)について

歳入歳出それぞれ2億8500万円の減額補正を行うもの。

歳入として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金や町有土地売却収入、地方消費税交付金が増額になると共に、中央公民館改修事業等に伴う過疎債のほか、財政調整基金や福祉行政基金からの繰入金を減額するもの。

歳出として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業が計上されたほか、退職勧奨に伴う退職手当や病院事業三条補助金、障害者福祉費の知的障害者施設支援サービス費を増額すると共に、年度末の所要額確定による不要額を減額するもの。

なお、繰越明許費として地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業や観光看板設置工事、全国瞬時警報システム整備工事を措置するほか、債務負担行為の補正として、第五次総合振興計画策定事業及び戸籍システムリース料を予定するもの。

(可決 満場一致)

平成22年度一般会計予算について

21年度と比較して14億1400万円の減額予算となり、このうち文化会館建設準備基金廃止による5億3300万円を除くと、実質8億8000万円(14・1%)減。

この主な要因は、町民会館改修事業や中央公民館改修事業、子育て支援センターなどの大型事業が完了したことによるもの。

主な歳入として、町税が21年度とほぼ同額の12億5000万円、地方交付税が前年度比6000万円増の17億7000万円、措置されたほか、子ども手当に伴う国庫支出金・県支出金が新たに計上されている。

町債として、臨時財政対策債や退職手当債等で5億5400万円の借入れが予定されているが、過疎債については、現在国会で過疎地域自立促進特別措置法が、法改正も含めて六年間延長される予定で審議されており、その内容が決まり次第対応となる。

なお、22年度から競艇事業が芦屋町の単独施行となるが、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、当初予算では措置しないため、不足財源は基金の取り崩しで対応することになり、21年度比1億3200万円減の1億4800万円、計上されている。

主な歳出として、子ども手当2億8600万円が措置されるほか、防衛施設周辺整備調整交付金事業と

契 約

芦屋町学校ICT環境整備事業教育用コンピュータ購入契約の締結について

リース期間を超えた各小中学校のパソコン教室用コンピュータの買い替えを行い、次世代を担う芦屋の子どもたちに、情報活用能力の向上が図れるようIT環境の整備を行うもの。

(可決 満場一致)

報 告

専決処分事項の報告について(報告第1号)

芦屋町防災行政無線通信設備整備工事について、国費による全国瞬時警報システムの導入により、同工事で予定していた関連工事の一部が必要になったため、減額変更を行ったもの。

専決処分事項の報告について(報告第2号)

町営住宅使用料の滞納者に対し、訴訟による建物明け渡し等の請求を8件行ったもの。

請 願

永住外国人地方参政権付与に関する意見書提出の請願について

日本会議福岡の山本泰藏理事長より、請願が提出され、賛成多数で採択されました。

これに伴い、「永住外国人地方参政権付与に関する意見書」を関係機関

(可決 賛成多数)

意 見 書

に送付しました。

※意見書の内容につきましては、

芦屋町ホームページをご覧ください。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について

川上誠一議員より、意見書の提出を求める旨の要望があり、満場一致で可決されました。

介護保険料の引き下げと減免を求める意見書について

川上誠一議員より、意見書の提出を求める旨の要望があり、賛成多数で可決されました。

※意見書の内容につきましては、

芦屋町ホームページをご覧ください。

そ の 他

副町長の選任同意について

安高直彦氏の任期満了による退職に伴い、新副町長選任について、同意されました。

鶴原 洋一 氏(山鹿9番18号)

第 2 回 第 1 回 臨 時 会

第2回臨時会が平成22年3月25日の1日限りの会期で開催され、左記のとおり議決されました。

主 な 議 案

条 例

芦屋町地域活性化基盤整備基金条例の制定について

地域活性化のため実施する芦屋町単独の基盤整備事業に必要な資金に充てるため、地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を財源として、新たに基金を設置(平成23年度末までの期限措置)し、その管理運用方法を定めるもの。

(可決 満場一致)

予 算

平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第8号)について

歳入歳出それぞれ7500万円の増額補正を行うもの。

歳入として、地域活性化・公共投

資臨時交付金や特別交付税、職員退職基金繰入金などが増額計上されたほか、福祉行政基金繰入金については9700万円減額措置するもの。

歳出として、新たに創設する芦屋町地域活性化基盤整備基金に、地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を積み立てるとともに、退職手当や介護雇用プログラム事業実施委託費を計上するもの。

なお、繰越明許費として、介護雇用プログラム事業実施委託のほか、給食センターの換気フード設置事業及び調理室床改修事業が措置されたもの。

(可決 満場一致)

契 約

芦屋中学校等耐震補強工事請負契約の締結について

安全・安心な教育環境整備を行うため、芦屋中学校の校舎並びに屋内体育館等の耐震補強工事請負契約を締結するもの。

(可決 満場一致)

報 告

専決処分事項の報告について(報告第4号)

魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事について、契約金額を増額したもの。

第 1 回 第 1 回 臨 時 会

第1回臨時会が平成22年1月28日の1日限りの会期で開催され、左記のとおり議決されました。

予 算

平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)について

歳入歳出それぞれ3億6700万円の増額補正を行うもの。

歳入として、安全・安心な学校づくり交付金、まちづくり交付金や公共投資臨時交付金などのほか、起債として学校教育施設等整備事業債や一般補助施設等整備事業債を、また、不足財源手当として、財政調整基金繰入金計上されている。

歳出として、繰越明許費として小体育館・武道館を含む芦屋中学校等耐震補強工事や芦屋中学校通級指導教室実施設計、魚見公園散策道路整備工事が計上されたほか、議場机等設置工事なども計上されている。

(可決 満場一致)

議員提出議案をみる

芦屋町議会では、経費の削減に向けて、毎年実施していた行政視察を隔年実施に変更し、会期日程の短縮、費用弁償の減額など実施してきました。また、議員定数削減については、これまでにも平成15年に18名から16名に、平成19年にはさらに3名削減して13名となっています。

今3月定例会でも、期末手当の削減と議員定数削減案について議員提案が行われましたので、その審議状況や討論の内容をお知らせします。

3月定例会で提出された議員提出議案のポイント

項目	期末手当支給額削減案 (議員提出議案第2号)	議員定数削減案 (議員提出議案第3号)
提案の趣旨	昨今の経済状況下で、町民は困窮しており、1人でも多くの町民を助けることができるよう議員が率先して議会の経費を削減するもの。	競艇事業の不振や人口減少等の厳しい状況下において、議会自らが議会改革を推し進め、議会の経費の削減を図るもの。
提案の内容	期末手当の支給率等を町長、副町長等の特別職と同じにするもので、現在の支給率及び加算率を引き下げるもの。	議員定数は、委員会構成等から、偶数であるべきとの考えや議会経費の削減のため、議員定数を1名削減するもの。
常任委員会での審査結果	賛成少数により否決	賛成少数により否決
本会議での結果	賛成多数により可決 ※加算率を原案より縮小する修正案が提出されたが賛成少数により否決	賛成少数により否決

二つの議案に対する賛成・反対の討論の内容は次のとおりです。

議員提出議案第2号

期末手当支給額削減案

賛成討論

〓期末手当の支給率及び加算率を変更する案〓

岡 夏子 議員
提出された議案は、6月、12月支給の議員に係る期末手当の支給率や加算割合を町長、副町長等の特別職と同率にするというものである。

議員報酬や期末手当に関する削減は、町民で構成された報酬審議会の答申内容に基づいて、平成20年3月議会で月額報酬の削減や期末手当の削減案等が提出された。

しかし、平成21年3月議会で継続審議となり、同年6月議会で費用弁償の日額500円のみを削減する内容に修正された。

私は、約20年間、月額報酬の見直

しがされてこなかったことや、加算割合については、根拠となる法律がなく、当町の加算割合40%が、県内でも突出して高いこと等を問題としてきた。

そのため、期末手当の加算割合分の受け取り拒否を行っている。

今回の提案は、加算割合の廃止ではなく、20%の削減というところで加算の廃止を求めている私にとつては、満足いくものではないが、議員自ら提案された支給率の削減等は、一定の評価ができ、議会の姿勢を示すためにも議案に賛成する。

期末手当支給額削減案の加算率を一部修正する案

〓期末手当の加算率20%減の案を10%減に修正する案〓

賛成討論

辻本 一夫 議員

期末手当削減は、厳しい本町の状況から理解している。

町民の中には、議員に対するお叱りの声がある。これは、議員として率直に反省しなければならぬ。

しかしながら、議員として芦屋町の発展及び住民福祉の向上等、研究し活動するためには、相応の報酬は必要ではないか。町民との意見交換や行政への政策提言、議会報告会の

開催等、議会や各議員が、取り組むべき課題は数多くある。

行財政改革の中で、経費の削減とサービス向上を進めていくためには、期末手当加算率もさることながら、経費削減額が大きい定数削減が、より効果的である。

したがって、財政状況等の推移を見ながら、段階的な取り組みを検討すべきであり、定数問題と関連する本案に賛成する。

議員提出議案第3号

議員定数の削減案

〓議員定数を1名削減する案〓

反対討論

川上 誠一 議員

議会に求められているのは、住民代表機関として、多種多様な住民意思を反映し、それを統合調整して自治体の意思を形成することにある。

また、議員を通じて行政に住民の意思を伝え、住民の利益に反するような場合、行政執行機関を批判し監視していくことも大きな役割である。

このように、重要な役割を担う議会の議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義制度を揺るがす問題となる。

現在の急速な景気悪化、格差と貧困の拡大など、深刻な暮らしや雇用破壊が進み、住民の多様な意見、町政への切実な要望も山積している。

このような中で、地方自治法の本旨に則り、住民の暮らしや福祉を守るために、議会が今こそ、その役割を發揮する必要がある。

そのためにも、議員定数を削減することは、住民に最も身近な議会とのパイプを細くするものであり、認めることはできない。

岡 夏子 議員

本案の提案理由として、定数13名では、可否同数の場合、議長の裁決権を行使することとなり、議長の中立性・公平性から、議員定数は偶数であるべきだということ、1名削減によって議会経費の削減となることだが、県下には、議員定数が奇数の議会もあり、偶数でなければならぬことはない。

また、1名削減によって経費を削減するのではなく、加算割合や月額報酬の見直しによって、経費削減を図るべきと考える。

平成15年の選挙では、定数18名を16名に、平成19年の選挙では、16名から13名と定数が削減され、審議も大変な状態である。定数削減が、果たして民意なのか、疑問である。

民意としては、議会の透明化や説明責任を果たし、町議会の活性化に向けた姿勢を望んでいるのではないかとこの観点から、反対する。

賛成討論

田島 憲道 議員

期末手当のカットと定数削減の各議案は、議員が襟を正し、苦渋の末に決断した議案である。

経済状況の悪化により、商工業者や農漁業従事者等、町民は不況に覚え苦しんでいる。

行財政改革による職員数の削減等により、住民サービスも低下し、自治体の根幹収入である税収も低下傾向にある。

このような状況の中で、今、我々ができることは、さらなる議会経費の削減である。定数削減のメリットとして、議員1人に負託する票数が増え、一部の人だけの利益誘導に走るのではなく、広域的な視野で議員活動ができることである。

また、定数を12名とする案は、採決において、議員定数は、議長の中立性を確保するため、偶数が望ましいからである。

さらに議会経費の削減により生み出された効果を福祉や教育に充てることも、また民意の反映である。

平成19年の統一地方選挙から定数を3名削減したことは、記憶に新しいが、さらなる削減をやり遂げるため、議員定数の削減に賛成する。

貝掛 俊之 議員

定数削減により、民意を十分に反映できないとの意見、挙党体制がでさ少数意見が排除されるのではないかとこの危惧もある。

しかし、過去における議員定数の削減においても、民意が反映されなくなつた等の声を聞いたことはない。

また、仮にそのような危惧があれば、議会の解散や議員の解職を住民は請求できる。

つまり、議員の数が民意を反映するのではなく、議員の資質と努力が、民意を反映するのではないか。

そして今まさに、町民が議員定数削減を望んでおり、我々はその声を届けようと努力している。

議員定数削減、報酬削減が民意であるのは、ひとえに、我々議員に対する住民の不信感であると考える。

この不信感をぬぐい去るためには、議員の資質向上と努力が必要不可欠である。

我々は、そのことを真摯に受けとめ、定数削減を自ら敢行しようとしているが、これによって、議員に緊張感が生じ、それが資質の向上、努力へとつながっていくものと考えている。

定数削減は、我々にとってピンチでもあるが、新たな町民のための議会改革へのチャンスでもある。

私は、削減議案が民意であるということを真摯に受けとめ、身を削る思いで賛成する。

議員提出議案 議論からみる

町政を問う

一般質問

質問者と内容

● 川上 誠一 議員

1. 道路整備について
2. 町村会をめぐる贈収賄事件について

● 岡 夏子 議員

1. 防砂堤周辺の砂の堆積と海岸保全について
2. 郡町長会負担金の使途について

● 益田 美恵子 議員

1. 町内のナイター設備について
2. AED（自動体外式除細動器）について

川上 誠一 議員

道路整備について

Q 道路の振りかえについては、国道指定の中で歩道整備等がされた後に行うべきでは？

A 歩道整備等、当町の要望どおりに整備された後に振りかえるのが基本姿勢である

川上 芦屋橋完成後、国道495号線と他路線とを振りかえる協議が過去に何度か行われたと聞くが、その経過を尋ねる。

また、495号線には、歩道の未整備箇所が多くある。特に、通学路への歩道整備は、最優先に行われるべきであるが、どのように整備を行っていくのか。

都市整備課長 2回の協議が行われ、一般国道495号、主要地方道水巻芦屋線、同じく直方芦屋線、一般県道芦屋港線の4路線の振りかえ案が提示された。

この沿線に接続する国道、県道、町道も高さ調整が必要となるため、工事が実施される。

また、同時に芦屋橋から遠賀川導流堤に直接つながる歩行者専用道路や二輪車専用道路が上下流方向に約50m整備される。

川上 芦屋橋取りつけ道路の整備の中で、歩道のバリアフリー化は行われるのか。

都市整備課長 事前協議の内容であるが、車道や歩道の舗装及び点字ブロックの設置等、バリアフリー化が実施される。



芦屋橋完成イメージ図 (手前が山鹿側)

町村会をめぐる収賄事件について

Q 再発防止策等を町村会や県に求めるべきでは？

A 町村会で対策が講じられる予定だが、県政治倫理条例等は、県の判断によるものと考えている

川上 市町村住民の税金が食い物にされた今

しかし、これは県の計画案で、当町としては内部協議が必要であるため、今後、協議することになっている。

次に、歩道帯設置については、ガードレールを設置する方法等があるが、既存の道路幅での設置はできず、道路沿線の用地買収計画もないとのことである。

しかし、歩道帯がない路線は、カラー舗装による路面表示方法もあり、県としては、振りかえ協議を町と行いながら施工を考慮するとのことである。

川上 国道として歩道を整備すれば、基本的には町の負担はない。

歩道未整備箇所が多い中、495号線の振りかえが行われれば、歩道整備に際し、町の負担が増えるため、国道指定の中で歩道整備を進めていくべきではないか。

町長 町道は、国道や県道に比べ、美化や安振りかえについては、通学路への歩道設置等、

回の事件を受け、町村会に対し、外部監査制度等の再発防止策を求め、県に対しては、特別職と県議を対象とした政治倫理条例の制定を求めるべきと思うが、見解を尋ねる。

町長 町村会として、学識経験者による専門委員会の設置や外部監事を置く等の再発防止対策が検討されている。

なお、県政治倫理条例の制定については、県の執行部と県議会の判断で条例制定されるものであるため、県の判断に任せたい。

川上 町村会等の任意団体には、政治倫理規則や情報公開制度等がなく、県の資産公開条例は、副知事等の特別職は対象外等、チェック機能が甘く、制度上問題がある。

事件の再発防止のためにも、情報公開制度や政治倫理条例の制定等を要望して欲しい。

岡 夏子 議員

防砂堤周辺の砂の堆積と海岸保全について

Q 堆積した砂等について県に除去を要望すべきでは？

A 県も飛砂や漂砂等の状況を把握しており、今後、協議していく

岡 防砂堤建設後、急速に進む砂の堆積と湾内への砂の流入について、町はどのように認識しているのか。

また、これから海水浴シーズンに入るが、芦屋海の整備はどうするのか。

都市整備課長 平成20年度に完成した防砂堤付近の汀線が約170mになっていることは、認

当町の要望を伝え、要望どおりに整備された時点で振りかえるのが基本姿勢である。今後、協議が行われるため、意見等を反映させ、取り組んでいきたい。

川上 22年度の施政方針には、生活道路の整備が挙げられており、交通事故の危険性から住民の命を守るためにも工夫し、495号線の歩道整備を進めて欲しい。

Q 芦屋橋への取りつけ道路は、バリアフリー化等が行われるのか？

A 車道や歩道の整備及び点字ブロックの設置等、バリアフリー化される予定である

川上 芦屋橋完成後の取りつけ道路の整備は、どのようになるのか。

都市整備課長 新しい橋の両岸にできる交差点は、現在の高さより約20cm高くなり、遠賀川の右岸、左岸側に120mの取りつけ道路が整備される。

識しており、北九州県土整備事務所と飛砂問題や漂砂問題について協議を行っている。

21年2月のしゅんせつ工事後、22年1月に港湾内の水深調査のため、測量業務が発注されており、この結果によって今後の対応が検討される。



砂浜に落ちていたコンクリート片

当町は、芦屋海岸海水浴場開設の協議書を県に提出し、海水浴場を開設している関係から、ビーチクリーナー等でごみ除去を行っている。

岡 防砂堤建設後2年程で、港湾施設内や臨海道路、幸町周辺まで砂が飛んでいる。防砂堤建設における事前協議の会議録には、「港湾内に入る砂を防ぐため陸側には砂がつくが、湾内で取るよりも陸側から取るほうが経費も安く、簡単に取れる」とある。

しかし、防砂堤建設後、堆積した砂を取った形跡はないため、堆積した砂の除去を要望すべきではないか。

都市整備課長 県も状況を把握しており、今後、県と協議していきたい。

岡 会議録を確認し、県に砂の除去を要望すべきである。

今後、飛砂や広大化する砂浜の調査や協議が実施されると思うが、議会や住民にも調査結果や協議内容について報告して欲しい。

また、芦屋海岸の整備については、毎回指摘しているが、ガラスやコンクリート破片、堆砂垣等が放置されているため、県に撤去依頼して欲しい。

Q 里浜づくり事業等における進捗状況や松の管理方法等を住民に報告すべきでは？

A 具体的内容等の調整後、議会や住民に報告を考えている

岡 里浜づくり計画の進捗状況を尋ねる。企画政策課長 県により飛砂問題及び今後の海岸利用に関するワークショップが行われ、里浜事業案が採択された。

当町としては、この事業案等を基に、事業費は全額県負担とし、今後、当町が行うこととなる維持管理は、松の育成後でなければ実施しないことを意思決定した。

その後、県により技術検討委員会及び実行委員会が立ち上げられ、具体的な計画づくりが行われたが、維持管理方法等について、結論が出されておらず、今後、県との調整が必要である。

岡 ワークショップで合意形成されたとする里浜づくり構想だが、海岸保全を芦屋海岸周辺だけの問題としてとらえるのは無理がある等の意見がワークショップで出された。

また、町民が入った実行委員会では、事業内容や実施方法等に様々な意見が出され、3回実施予定の委員会は、2回目で中断している。

このように、合意形成されたか疑問が残る中、新たに芦屋港にぎわい協働創出振興計画が持ち上がっているが、どのようなものなのか。

企画政策課長 県は、港振興交付金を使い、里浜づくり事業の実施を考えていたが、この交付金は、県独自に申請できなかった。そのため、里浜づくり計画を進めることを決定している当町と県で芦屋港にぎわい協働創出振興計画とし

て申請することになった。なお、現段階では国の審査中であり、事業の決定はされていない。

岡 里浜づくり事業の懸案事項である維持管理の問題や植林方法等が未決定のまま、先に進んでいるという気がするが。

企画政策課長 国で芦屋港にぎわい協働創出振興計画が採択されたとしても、この事業は里浜づくり事業におけるワークショップの素案を参考にして実施される。

そのため、今後、具体的な内容や維持管理方法等は、今後も協議しなければならない。

岡 芦屋港にぎわい協働創出振興計画は、地元住民が主体となり実施すべきものということであれば、計画の公表をいつ行うのか。

企画政策課長 国交省の内示が4月1日と聞いている。事業が採択されるかわからないが、県と具体的な維持管理方法を調整後、議会や町民への報告を考えている。

岡 計画段階から、町民に意見を聞く必要があるため、住民に報告して欲しい。



里浜づくり事業イメージ図 (福岡県庁ホームページより)

○里浜づくり事業概要
波打ち際から70m後方に高さ2.5mの前砂丘をつくり、その上に堆砂垣を設置。その後方に10m真四角の静砂垣を260区画程度設置した中に、約1m間隔で3万8000本の松を植林する計画。また、松林の中には、通路としてポードウォークや管理用道路を設置。

Q 芦屋海岸の砂の堆積と岡垣町での砂浜の侵食との関連調査を実施して欲しいが？

A 県による調査が行われる予定であり、今後その結果により、解決策の実施を求めていく

岡 芦屋海岸の砂の堆積と西側(岡垣海岸寄り)の侵食との関連調査及びその後の協議について尋ねる。

企画政策課長 岡垣町が独自に実施している調査と共に、県による現況調査が実施される。その結果により、解決策の実施等を働きかけていく。当町としては、海岸線の砂に関する調査や本格的な解決策を講じる必要性を主張している。

また、町長発案により芦屋港に関する諸問題を県と定期に協議する場が設けられ、協議しており、県による調査が行われる予定である。

岡 一連の調査が行われると思うが、調査後、当町の堆積と岡垣町の侵食との関係等、県を中心とした行政間の情報共有が必要である。また、調査後、住民も入れた検討会での協議の実施を県に要請して欲しい。

郡町長会負担金の使途について

Q 郡町長会への負担金の使途は？

A 県町村会の負担金や慶弔費、郡内町長の会議や視察研修等に使われている

岡 郡町長会の目的や事業概要及び支出内容について尋ねる。

総務課長 遠賀郡町長会は、地方公共事務の円

滑な運営と地方自治の振興、発展を図ることを目的としている。

具体的な事業として、郡内町長の会議、視察研修、近隣自治体との連絡調整、郡内各種団体に関する補助金の交付、協賛事業への助成である。

これらの事業を行うため、20年度決算で約233万円を支出している。主な支出内訳として、県町村会への負担金約64万円を初めとした負担金補助金約105万円、協賛金や慶弔費等の交際費約65万円、町長会視察研修費や事務局の旅費約35万円、会議費や事務局費約29万円である。

岡 郡町長会において慶弔費の申し合わせ事項があるが、各自治体の職員厚生会の慶弔規定等と重複している。

まして町長退職時の記念品等、納税者に見えない支出は、即刻廃止すべきであり、郡町長会で検討して欲しい。

益田 美恵子 議員

町内のナイター設備について

Q 総合運動公園中央グラウンドにナイター施設を設置する考えはないのか？

A 経費等を考慮し、優先順位をつけ、少しずつ要望に応えていきたい

益田 ナイター設備の設置箇所を尋ねる。

また、「総合運動公園中央グラウンドにナイター施設を」との要望を聞くが、実際に要望が上がっているのか尋ねる。

生涯学習課長 芦屋中学校グラウンドと山鹿のテニスコートにナイター設備がある。

なお、総合運動公園中央グラウンドへのナイター設置要望だが、現在のところ要望はない。

益田 冬場は5時半頃には暗くなるため、利用者が簡易照明を購入し、練習等している状況だが、視界が悪い。そのため、過去には指導者がケガをしたと聞いている。

町長の施政方針にもあるように町を支えている人材発掘と育成は必要不可欠である。

これからの当町を担って行く子どもや子どもの育成のために活動している方々のためにも対策が必要ではないか。

町長 ナイター施設以外にも施設整備要望がある中で様々な分野で施設整備をしたいが、財政問題等により、すべての住民の要望に応えていく状況ではない。

経費やランニングコスト等を考慮し、優先順位をつけ、少しずつ要望に応えていきたい。

益田 ナイター設置となれば、相当の費用もかかるが、簡易的な照明や曜日を限定する等、様々な方法があるため、検討して欲しい。

AED (自動体外式除細動器) について

Q 町内に設置されたAEDの定期点検等を行っているのか？

A 職員による日常点検や緊急時にAEDの操作できるように講習を受講させている

益田 町内の設置場所及び設置台数を尋ねる。

また、AEDに不具合が生じているとの報道

※質問の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています。詳しくは、芦屋町ホームページをご覧ください。



役場総合案内所に設置されているAED

